

# 十勝・帯広地区 教育経営研究会

- 1 目的 北海道小学校長会・北海道中学校長会、及び地区校長会が抱えている教育経営上の具体的な課題を取り上げ、その解決の方途を法制研究の視点から探る。
- 2 主催 北海道小学校長会 北海道中学校長会
- 3 後援 北海道教育庁十勝教育局  
十勝管内教育委員会連絡協議会  
幕別町教育委員会
- 4 主管 十勝小・中校長会 帯広市校長会
- 5 日時 令和元年10月9日(水)
- 6 会場 幕別町札内コミュニティプラザ
- 7 参加者 十勝管内・帯広市小中学校校長会員他(144名)
- 8 日程 12:20~12:50 受付  
12:50~13:20 開会式  
13:20~14:10 全体会  
14:20~16:30 分科会  
16:30~16:40 閉会式

## 9 全体会

### 一般情勢報告

- 北海道小学校長会 事務局次長 新井 弘道 氏
- ・北海道小学校長会、北海道中学校長会の主な活動
  - ・教育情勢全般について報告

### 十勝・帯広地区からの質問・要望事項に対する回答

- 北海道小学校長会 研修部副部長 紺野 高裕 氏  
北海道中学校長会 情報部幹事 山田 誠一 氏
- ・道内の学校運営協議会、小中一貫・連携、義務教育学校等の状況、成果と課題について
  - ・職員打ち合わせの運営方法等の工夫について
  - ・小学校の教科担任制の割合、成果と課題について
  - ・社会に開かれた教育課程の先進事例について
  - ・プログラミング教育の実践について
  - ・定年延長（役付き再任用、役付き定年延長）の今後の見通しについて

## 10 分科会

提言による協議と、「実践的な課題」（共通演習課題～児童虐待）について演習協議を行った。

### (1) 小学校第一分科会

提言 帯広市立川西小学校長 辻 勝行

#### 提言の概要

社会に開かれた教育課程を実現する「ふるさと学習」の構築

- ア 「ふるさと学習」の根拠および北海道教育推進計画との関連について
- イ 「ふるさと学習」の市内各校の取組およびカリキュラムマネジメントについて
- ウ 今後の方向性について

#### 協議

- ア 「ふるさと学習」において、保護者・地域と学校が、子どもたちに育むべき教科横断的な資質・能力を明確にし、共有し、教育課程に位置付け、指導と評価の一体化を図る。
- イ 学校評価を活用し、PDCA サイクルで、「ふるさと学習」の質的向上を図るとともに、地域

保護者へ成果・課題を発信し、共有し、次年度の教育課程編成につなげる。

ウ 学校運営協議会を見据えた体験活動の意義と機会の場の設定

(2) 小学校第二分科会

提言 本別町立仙美里小学校長 東森 誠記

提言の概要

本別町コミュニティ・スクール制度の導入について

ア 子どもたちの教育環境を取り巻く課題、本別町コミュニティ・スクール制度の導入の背景  
導入により期待される効果

イ 本別・仙美里地区、勇足地区の取組について

ウ 成果と課題、今後の取組について

協議

ア 他市町村の実情も含め、情報交流できてよかった。予算、コーディネーターの配置等の整備  
についても、校長会から地教委への具体的な要望や情報提供を積極的に行うことが必要である。

イ 熟議等による、中学校区や学園等の全体の方針を受け、各校における学校経営方針を定め、  
承認を受け、新年度の学校経営をスタートさせる流れを組み立てる等、スケジュールの確立。

ウ 子どもたちの将来像を描きながら、継続し、目的を明確にしながら取り組む。

(3) 中学校分科会

提言 音更町立下音更中学校長 山本 尚

提言の概要

小中のつながりで滑らかな接続をめざす取組～中1ギャップ問題未然防止事業を通して～

ア 北海道の状況、校区小・中学校の状況について

イ 中1ギャップ問題未然防止事業の具体的内容について

ウ 成果と課題について

協議

ア 不登校の原因は、一人ひとり異なるので、ていねいな対応が必要。担任だけが抱え込むのでは  
なく、未然防止、初期対応等を含め、学校全体が組織的に対応し、必要に応じて外部関係  
機関との連携も必要になる。

イ 中1ギャップ問題未然防止事業(解消プランの作成、人的交流、プログラムの作成)を通し  
て、学校への不安、将来への不安をできるだけ解消し、学校や世の中に適応できるように保  
護者や子どもを変えていく。

ウ 新たな不登校を生み出さない取組として、小中一貫教育や学校運営協議会の機能を生かすこ  
とが有効である。(教育課程の交流、人間関係の固定化改善、教職員交流、地域・保護者と  
の連携等の質を高める。)

(4) 演習協議(各分科会共通演習課題～児童虐待)

演習題概要

学校、校長の児童虐待への対応

協議

ア 確証がなくても通告する。(児相および地教委へ)

イ 虐待の有無の判断は児相等の専門機関が行う。

ウ 子どもを安全を最優先に考える。

エ 通告は守秘義務違反にあたらぬ。

11 閉会式

十勝教育局義務教育指導監・企画総務課長・教育支援課長から各分科会でご助言をいただき、  
分科会ごとに十勝小・中校長会副会長・事務局長、帯広市校長会事務局長の挨拶で閉会。